

7. 掲示

各種行事等の予定あるいはホームからの連絡事項等は主に掲示板に掲示しますのでお見逃しのないようお願いします。

8. 居室の修理

居室の修理を行いたい場合は、あらかじめ書面によりご相談ください。入居契約書第21条3項の規定に従って費用負担を協議させていただきます。

9. 備え付け設備の修理・取替え

あらかじめ居室に備え付けられた設備は次のものです。

- ・クローゼット
- ・トイレ
- ・洗面台
- ・ケアコール
- ・テレビ回線
- ・火災報知器
- ・スプリンクラー
- ・ルームエアコン（対象居室のみ）

※これらが、破損、汚損した場合は、もともとこれらに欠陥があった場合及び通常の使用並びに自然消耗によるものについては、施設の負担で修理もしくは取り替えます。それ以外の意図的な破損、明らかに間違った使用により破損等があった場合はすべてご契約者様の負担で修理等お願いする場合がございます。

10. 緊急時の対応等

健康上、防犯上等の緊急時には、ケアコールを押して通報してください。

通報があり次第、職員が駆けつけ対応します。ホームで対応できない場合には、主治医或いは協力医療機関へ移送し医師の指示を得ます。

11. その他

トイレはトイレットペーパー以外の紙を使用すると便器が詰まる恐れがありますので使用しないでください。

この細則は、平成30年11月1日から実施いたします。

この細則は、令和4年9月1日から実施いたします。

この細則は、令和6年4月1日に見直しを行う。